平成２３年（フ）第３４６号
兵庫県明石市二見町東二見136番地　Ｍ’ｓイーストプラザ Ｄ棟102号、旧住所京都府京丹後市網野町網野2909番地の３
債務者　岡田　惠子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第８２号
兵庫県明石市魚住町長坂寺1352番地の５
債務者　川上　早苗
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１１５号
兵庫県明石市二見町西二見2153番地の１　シャトレふたみ101号、前住所兵庫県明石市二見町西二見1545番地の２
債務者　岩本政司こと　李　　政司
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
兵庫県明石市大久保町山手台３丁目59番地の１　県住23棟403号
債務者　竹久　惠子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１４５号
兵庫県明石市大久保町西島184番地の１　リベール明石江井ヶ島Ｉ221号、前住所神戸市中央区筒井町３丁目１番７―502号
債務者　柴田　冬樹
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第７２号
兵庫県宍粟市一宮町嶋田244番地１
債務者　塚元マサ子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第４号
兵庫県宍粟市一宮町嶋田244番地３
債務者　志船　由香
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第２５号
兵庫県たつの市神岡町東觜崎269番地　ＭＭＫ觜崎Ⅱ203
債務者　河原　政人
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第３５４号
千葉県我孫子市布佐１丁目27番地の６　203号
債務者　戸松　政弘
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３７５号
千葉県我孫子市天王台２丁目10番７―401号　ロイヤルパレス天王台
債務者　村山　隆一
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３９８号
千葉県松戸市常盤平２丁目24番地の１　常盤平公団住宅１街区46棟202号
債務者　田中　　愛
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４１１号
千葉県流山市南流山２丁目22番地の７　メゾン流山102
債務者　大岩　義明
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４１４号
千葉県松戸市稔台８丁目６番地の２　寿アパルトＢ―202号
債務者　中村　光子
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２８号
福島県白河市みさか１丁目４番地２
債務者　中本　志信
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第６６号
青森県黒石市末広67番地18　福士住宅Ｃ棟
債務者　三浦　範子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第７８号
青森県弘前市大字浜の町西２丁目１番地１　サンシティ浜の町11号
債務者　田沢真紀子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１８９号
青森市原別２丁目３番11号
債務者　小笠原由香里
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで　青森地方裁判所民事部破産係